

福岡県公報

平成18年4月7日
第2518号

目次

告示(第775号-第788号)

- 土地改良事業の同意 (農地計画課) …………… 1
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課) …………… 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) …………… 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) …………… 2
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 2
- 指定養育医療機関の指定の辞退 (児童家庭課) …………… 3
- 廃川敷地等の発生 (河川課) …………… 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 県営土地改良事業の換地計画 (農地計画課) …………… 5
- 福岡県国土調査事業補助金等交付規程を廃止する告示 (農地計画課) …………… 5

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 5
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 8
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………11
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………13
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ……………17

筑前海区漁業調整委員会

○筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯についての指示 (漁政課) ……………40

福岡県有明海区漁業調整委員会
○あさり等の採捕の禁止 (漁政課) ……………40

告示

福岡県告示第775号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
穂波町	農業用排水施設整備事業(高田松ヶ井地区)	平成18年3月24日

福岡県告示第776号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柳川北部第2地区土地改良(区画整理・農業用排水施設整備)事業変更計画書の写し	平成18年4月7日から 平成18年5月10日まで	柳川市役所

福岡県告示第777号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人虹の郷

(2) 代表者の氏名

中村 新太郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡川崎町大字川崎922番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県内及びその周辺の在宅要介護者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型介護サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業、自家用自動車有償運送事業を行いもって高齢者、障害者の自立と、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第778号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年3月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 北九州精神障害者福祉会連合会

(2) 代表者の氏名

田中 政行

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区不老町一丁目1番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者（特に精神障害者）とその家族に対する理解を深める活動及び障害者の社会的自立のための作業所の運営等を行うことで、障害者が安心して日常生活を送れるよう援助することを目的とする。

福岡県告示第779号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

飯塚都市計画公園事業9・6・1号筑豊緑地

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

イ 福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

ロ 福岡県飯塚土木事務所 飯塚市新立岩8番1号

4 事業地の部分

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

福岡県告示第780号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第6項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9第6項の規定に基づき、指定養育医療機関の指定の辞退があったので、次のように告示する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

医療機関の名称	所在地	辞退届出年月日	予告期間終了年月
久留米大学医療センター	久留米市国分町155-1	平成18年2月28日	平成18年3月31日

福岡県告示第781号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 河川の名称
大根川水系谷山川
- 廃川敷地等が生じた年月日
昭和32年10月2日
- 廃川敷地等の位置
古賀市青柳町字下井手1222番2
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
274㎡

福岡県告示第782号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年4月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
新宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した新宮都市計画区域の全部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
新宮町都市整備課

福岡県告示第783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年4月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
新宮都市計画区域区分の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
糟屋郡新宮町大字上府字御供田、字小田、字五反田、字龍王田及び字三畝田の全部並びに字林崎、字太郎丸、字長牟田、字有道、字深町、字大坪及び字沖田の各一部並

びに大字湊字船付の一部及び地先公有水面（相島を除く）

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
新宮町都市整備課

福岡県告示第784号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年4月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

新宮都市計画道路3・3・2号湊・三代線、3・4・3号上府・下府線、3・4・4号ひばりヶ丘・太郎丸線、3・4・5号上浜・馬場線、3・3・6号三代・的野線及び3・3・7号久山・新宮線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

糟屋郡新宮町湊坂六丁目、下府二丁目、下府三丁目、緑ヶ浜一丁目、緑ヶ浜三丁目、緑ヶ浜四丁目、美咲一丁目、美咲二丁目の各一部並びに大字下府字水町、字白峯、字上浜、字萩原、字番尺、字大坪、字長ツ町、字塩出、字三角田、字鳥取、字野間、字塩吹、字鬼瓦、字卯戸、字孫三谷の各一部並びに大字上府字平松、字北尾、字浜及び字溝向の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
新宮町都市整備課

福岡県告示第785号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年4月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後都市計画道路3・5・11号尾島常用線、3・5・12号福市洲崎線及び3・5・13号西水洗西美田線の追加

2 都市計画を変更する土地の区域

筑後市大字尾島字船小屋及び字西水洗の各一部並びに大字志字垣添、字五反田及び字菰原の各一部並びに大字津島字福市、字五十石、字南笹原、字野中、字野内、字西美田、字餅町、字西小路、字洲崎、字北美田、字水洗及び字南美田の各一部並びに大字常用字東ノ前、字南小路、字買添、字道ノ峯、字西小路及び字伏ノ木の各一部

山門郡瀬高町大字本郷字外村の一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課
筑後市建設部都市対策課

福岡県告示第786号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年4月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
筑後市大字津島字南小路、字段ノ上、字洲崎、字東及び字上小路の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
筑後市建設部都市対策課

福岡県告示第787号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年3月29日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
田川郡添田町大字落合 (榊田落合地区落合上換地区)	換地計画書の写し	平成18年4月7日から 平成18年5月10日まで	添田町役場

福岡県告示第788号

福岡県国土調査事業補助金等交付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成18年4月7日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県国土調査事業補助金等交付規程を廃止する告示

福岡県国土調査事業補助金等交付規程（昭和三十二年四月福岡県告示第四百二十七号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、廃止前の福岡県国土調査事業補助金等交付規程の規定により交付を受けた補助金等については、なお従前の例による。

監査委員

監査公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を総務部出先機関の職員研修所等7か所について実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成18年4月7日

福岡県監査委員 福 本 義 雄
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 富 田 徳 二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

総務部の出先機関7機関に係る定期監査は、平成16年12月1日から平成17年11月30日までの12か月間（平成17年4月1日に設立されたアジア文化交流センターは、平成17年4月1日から平成17年11月30日までの8か月間）を監査対象期間とし、平成18年1月25日から平成18年2月14日までの実日数10日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
職員研修所	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月9日
東京事務所	〃	平成18年2月8日から 平成18年2月9日まで
消防学校	〃	平成18年2月8日
アジア文化交流センター	平成17年4月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年2月14日
九州歯科大学	平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成18年1月31日から 平成18年2月3日まで
福岡女子大学	〃	平成18年1月25日から 平成18年1月27日まで
福岡県立大学	〃	平成18年1月25日から 平成18年1月27日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費、時間外勤務手当の執行状況、収入未済の状況及び大学の重要物品の管理・使用状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
 - 使用料、手数料、財産貸付収入、延滞金、雑入等の調定金額、調定時期及び収入状況
- (2) 支出
 - 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
 - 報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務
- (4) 契約
 - 契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
 - 取得、管理及び処分状況

(7) 債権

債権管理の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

九州歯科大学

- ・情報処理教育設備の保守委託契約において、現在ほとんど使用していない古い機器（3点）の保守点検を契約対象としている。また、同契約において、ソフトウェアのインストール作業を行うこととしているが、実施していない。（1件）
- ・授業料1,378,000円及び延滞金6,768円が収入未済となっている。
- ・附属病院使用料3,688,725円及び雑入（医科診療報酬）27,130円が収入未済となっている。
- ・非常勤講師の報酬及び旅費（通勤費相当額）において、出勤簿に出勤印がないものや支出証拠書とは異なった日に出勤簿に押印されている。カリキュラム等で授業は予定されていたが、当該日に出勤し、授業を行った事実確認をしないまま報酬5件、旅費（通勤費相当額）14件、計19件が支払われている。
- ・ボイラー冷却水排水対策工事の指名競争入札において、入札参加者全員の入札書及び委任状に日付が記入されておらず、また、落札者の入札書には代理人の押印がないなど不適正な入札事務となっている。（1件）
- ・ボイラー冷却水排水対策工事請負契約において、契約保証金を徴収していない。（1件）

福岡女子大学

- ・授業料1,975,200円及び延滞金60,082円が収入未済となっている。

福岡県立大学

- ・授業料2,845,200円及び延滞金429,833円が収入未済となっている。

他はおおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を商工部
出先機関の福岡商工事務所等10か所について実施したので、その結果を次のとおり公表
する。

平成18年4月7日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

商工部の出先機関10機関に係る定期監査は、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの12か月間（大阪事務所は平成16年12月1日から平成17年12月31日までの13か月間）を監査対象期間とし、平成18年2月15日から平成18年2月22日までの実日数5日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡商工事務所	平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで	平成18年2月21日
久留米商工事務所	〃	平成18年2月21日
北九州商工事務所	〃	平成18年2月15日
飯塚商工事務所	〃	平成18年2月15日
計量検定所	〃	平成18年2月22日
大阪事務所	平成16年12月1日から 平成17年12月31日まで	平成18年2月16日から 平成18年2月17日まで
工業技術センター	平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで	平成18年2月16日から 平成18年2月17日まで
工業技術センター 生物食品研究所	〃	平成18年2月16日から 平成18年2月17日まで
工業技術センター イオンテア研究所	〃	平成18年2月15日
工業技術センター 機械電子研究所	〃	平成18年2月21日から 平成18年2月22日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、福岡商工事務所等10機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費、時間外勤務手当の執行状況及び小規模企業者等設備導入資金貸付金の償還状況並びに試験研究用備品の管理状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

(1) 収入

商工使用料、商工手数料、商工受託事業収入、小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金等の調定及び収入状況

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当の認定並びに支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

(7) 債権

小規模企業者等設備導入資金貸付金の債権管理状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡商工事務所

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、263,397,292円と多額である。

北九州商工事務所

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、2,161,707,146円と多額である。

飯塚商工事務所

小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、1,118,765,706円と多額である。

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第28号

総務部出先機関の博多県税事務所等12か所及び廃庁になった6か所について実施した定期監査結果の報告（平成18年1月30日付17監二第527号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年4月7日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

17 行経第2524号
平成18年3月6日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 富 田 徳 二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年1月30日付17監二第527号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
筑紫県税事務所	県税の収入率が、3年連続前年度を下回っている。	平成17年度税収確保実施計画の積極的な取組みにより、収入率の向上を図ります。 主な取組みとしては、預貯金を中心とした一斉調査、差押えを継続実施し、高額滞納事案については早期に把握し、滞納整理の強化に努めます。 また、電話や文書による催告強化を図るとともに、休日開庁においては、臨戸、電話催告を実施して、更なる税収の確保に努めます。

監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を警務課等39か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年4月7日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	富 田 徳 二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日

知事部局の本庁及び出先機関並びに労働委員会事務局、教育委員会及び警察本部に係る随時監査は、平成17年5月1日、平成17年6月1日又は平成17年7月1日から監査実施日までを監査対象期間とし、平成17年11月1日から平成18年2月9日までの実日数28日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
警 務 課	平成17年5月1日から 平成17年11月1日まで	平成17年11月1日
地 域 課	平成17年5月1日から 平成17年11月2日まで	平成17年11月2日
刑 事 総 務 課	平成17年5月1日から 平成17年11月2日まで	平成17年11月2日
秘 書 室	平成17年5月1日から 平成17年11月8日まで	平成17年11月8日
健 康 対 策 課	平成17年5月1日から 平成17年11月9日まで	平成17年11月9日
監 査 保 護 課	平成17年5月1日から 平成17年11月9日まで	平成17年11月9日
国 保 ・ 援 護 課	平成17年5月1日から 平成17年11月10日まで	平成17年11月10日
循 環 型 社 会 推 進 課	平成17年5月1日から 平成17年11月10日まで	平成17年11月10日
廃 棄 物 対 策 課	平成17年5月1日から 平成17年11月11日まで	平成17年11月11日
水 道 整 備 備 室	平成17年5月1日から 平成17年11月11日まで	平成17年11月11日
林 政 課	平成17年5月1日から 平成17年11月15日まで	平成17年11月15日
新 雇 用 開 発 課	平成17年5月1日から 平成17年11月15日まで	平成17年11月15日
商 工 政 策 課	平成17年5月1日から 平成17年11月16日まで	平成17年11月16日
生 産 流 通 課	平成17年5月1日から 平成17年11月16日まで	平成17年11月16日
建 築 設 備 課	平成17年5月1日から 平成17年11月17日まで	平成17年11月17日
公 園 街 路 課	平成17年5月1日から 平成17年11月18日まで	平成17年11月18日
出 納 事 務 局	平成17年5月1日から 平成17年11月22日まで	平成17年11月22日
労 働 委 員 会 事 務 局	平成17年5月1日から 平成17年11月22日まで	平成17年11月22日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
農地計画課	平成17年5月1日から 平成17年11月24日まで	平成17年11月24日
国営土地改良事業対策室	平成17年5月1日から 平成17年11月24日まで	平成17年11月24日
企画課（土木部）	平成17年5月1日から 平成17年11月25日まで	平成17年11月25日
港湾課	平成17年5月1日から 平成17年11月25日まで	平成17年11月25日
高速道路対策室	平成17年5月1日から 平成17年11月29日まで	平成17年11月29日
新北九州空港連絡道路建設室	平成17年5月1日から 平成17年11月29日まで	平成17年11月29日
文化財保護課	平成17年5月1日から 平成17年11月30日まで	平成17年11月30日
生涯学習課	平成17年5月1日から 平成17年11月30日まで	平成17年11月30日
有明海研究所	平成17年6月1日から 平成17年12月6日まで	平成17年12月6日
農業総合試験場八女分場	平成17年6月1日から 平成17年12月7日まで	平成17年12月7日
果樹苗木分場	平成17年6月1日から 平成17年12月8日まで	平成17年12月8日
八幡農林事務所	平成17年6月1日から 平成17年12月13日まで	平成17年12月13日
筑豊家畜保健衛生所	平成17年6月1日から 平成17年12月14日まで	平成17年12月14日
鞍手保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年1月18日まで	平成18年1月18日
嘉穂保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年1月19日まで	平成18年1月19日
遠賀保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年1月20日まで	平成18年1月20日
糸島保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年1月31日まで	平成18年1月31日
粕屋保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年2月1日まで	平成18年2月1日
山門保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年2月7日まで	平成18年2月7日
筑後いずみ園	平成17年7月1日から 平成18年2月8日まで	平成18年2月8日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
久留米保健福祉環境事務所	平成17年7月1日から 平成18年2月9日まで	平成18年2月9日

2 監査の主眼

今回の監査は、警務課等39機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、時間外勤務手当及び旅費に主眼を置き調査した。

また、このうち旅費及び賃金については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査を「県立学校における学校諸費」について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年4月7日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、県の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、また、その事務が最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかなど、適法性に加え経済性、効率性及び有効性を主眼として実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく監査である。

本県においては、必要に応じて監査テーマを定めてこの監査を実施しており、平成17年度は次の選定理由によりテーマを定め実施した。

2 平成17年度行政監査テーマ選定理由

県立学校（県立の高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、中等教育学校及び中学校をいう。以下同じ。）では、条例で定められた授業料のほか補助教材費等を生徒の保護者から徴収しており、学校長は、こうした授業料以外の徴収金等（以下「学校諸費」という。）を適正な注意義務をもって管理しなければならぬところである。

そこで、学校諸費の管理等についての学校の関与が、適正に行われているか検証することとした。

3 行政監査テーマ

「県立学校における学校諸費について」

4 監査対象事務

県立学校において保護者等から徴収する授業料など条例に定められた徴収金以外の諸費について、徴収、管理及び保護者への情報提供等の事務が適切に執り行われているかを対象とした。

5 監査の観点

監査テーマについて、次の観点から監査を行った。

- (1) 学校諸費の徴収根拠が明確にされているか。
- (2) 学校諸費の徴収決定に際し、必要性の検討が適切になされているか。
- (3) 学校諸費の管理についての事務処理が適切になされているか。
- (4) 学校諸費の支出についての事務処理が適切になされているか。
- (5) 学校諸費に係る決算内容等の情報提供が適切になされているか。

6 監査対象機関

監査対象機関は、平成16年度に存した県立学校139校のうち平成16年度末をもつて閉校となった12校を除いた127校から学校の種別及び地域区分を考慮して抽出した42校（抽出率33.1%）及び教育庁の所管課7課の49機関（表1）とした。

また、監査の関係人として、上記学校の父母教師会、同窓会等の87団体を調査先とした。

表1 監査対象機関

監査対象機関名
教育庁総務部総務課
同 財務課
同 教育企画部教職員課
同 施設課
同 教育振興部高校教育課
同 義務教育課
同 スポーツ健康課
豊津高等学校
行橋高等学校
門司北高等学校
小倉高等学校
小倉工業高等学校
小倉東高等学校
ひびき高等学校
若松商業高等学校
八幡高等学校
北筑高等学校
宗像高等学校
新宮高等学校
福岡魁誠高等学校
香椎高等学校
柏陵高等学校
修猷館高等学校
福岡工業高等学校
福岡講倫館高等学校

監査対象機関名
筑前高等学校
筑紫中央高等学校
久留米筑水高等学校
明善高等学校
大川樟風高等学校
三池高等学校
ありあり新世高等学校
八女工業高等学校
福島高等学校
浮羽東高等学校
朝倉高等学校
田川高等学校
田川農林高等学校
山田高等学校
嘉穂工業高等学校
鞍手高等学校
柳河盲学校
福岡高等盲学校
直方豊学校
福岡高等豊学校
小郡養護学校
養護学校「北九州高等学園」
福岡養護学校
育徳館中学校

表2 関係人

関係人名
豊津高等学校校父母教師会
豊津高等学校校錦綾同窓会
行橋高等学校校父母教師会
(財)行橋高等学校校明豊会
門司北高等学校校父母教師会
門浪会(門司北高校)
小倉高等学校校父母教師会
小倉高等学校校明窓同窓会
若松商業高等学校校父母教師会
若松商業高等学校校彩雲会

関係人名
若松商業高等学校校後援会
八幡高等学校校父母教師会
八幡高等学校校同窓会誠鏡会
北筑高等学校校父母教師会
北筑高等学校校同窓会
宗像高等学校校父母教師会
小倉工業高等学校校父母教師会
小倉工業高等学校校北辰会
小倉東高等学校校父母教師会
小倉東高等学校校貫陵会

関係人名	関係人名
小倉東高等学校振興会	青松会 (新宮高校)
ひびき高等学校保護者教師会	福岡魁誠高等学校父母教師会
戸畑中央高等学校同窓会	福岡魁誠高等学校同窓会糟屋至誠会
振興会 (ひびき高校定時制)	(財)福岡魁誠高等学校同窓会糟屋至誠会
相陵高等学校父母教師会	香椎高等学校父母教師会
相陵高等学校同窓会	香陵会 (香椎高校)
後援会 (相陵高校)	浮羽東高等学校同窓会
修猷館高等学校父母教師会	朝倉高等学校父母教師会
修猷館同窓会	朝倉会
福岡工業高等学校父母教師会	朝倉高等学校後援会
(財)福岡工業工会	田川高等学校父母教師会
教育振興会(福岡工業高校)	田川高等学校岳陽同窓会
福岡講倫館高等学校父母教師会	田川農林高等学校父母教師会
福岡講倫館高校同窓会樟風会	田川農林高等学校鎮西同窓会
筑前高等学校父母教師会	山田高等学校 P T A
筑前高等学校同窓会	山田高等学校同窓会
筑紫中央高等学校父母教師会	(財)山田高等学校古峰会
筑紫中央高等学校同窓会	嘉徳工業高等学校父母教師会
久留米筑水高等学校父母教師会	嘉徳工業高等学校同窓会
久留米筑水高等学校同窓会	鞍手高等学校父母教師会
教育振興後援会(筑水高校)	鞍陵会(鞍手高校)
明善高等学校保護者会	鞍手高校体育文化後援会
明善同窓会	柳河盲学校父母教師会
大川樟風高等学校父母教師会	福岡高等盲学校父母教師会
三池高等学校父母教師会	福岡高等盲学校同窓会
三池高等学校同窓会	福岡高等聾学校父母教師会
ありあり新世高等学校父母教師会	福岡高等聾学校同窓会
八女工業高等学校父母教師会	小郡養護学校父母教師会
八女工業高等学校同窓会	養護学校「北九州高等学園」父母教師会
福島高等学校父母教師会	北九州高等学園同窓会
福島高等学校同窓会	養護学校「北九州高等学園」振興会
浮羽東高等学校父母教師会	福岡養護学校父母教師会
宗像高等学校同窓会	育徳館中学校 P T A
新宮高等学校父母教師会	

7 監査の方法

あらかじめ監査対象機関から提出された調書に基づく書面調査及び聴取調査並びに支出証拠書等の収入及び支出に係る関係書類の確認等による監査を実施した。

8 監査の実施期間

平成17年7月6日から平成17年12月6日までの期間に実施した。

第2 学校諸費の概要

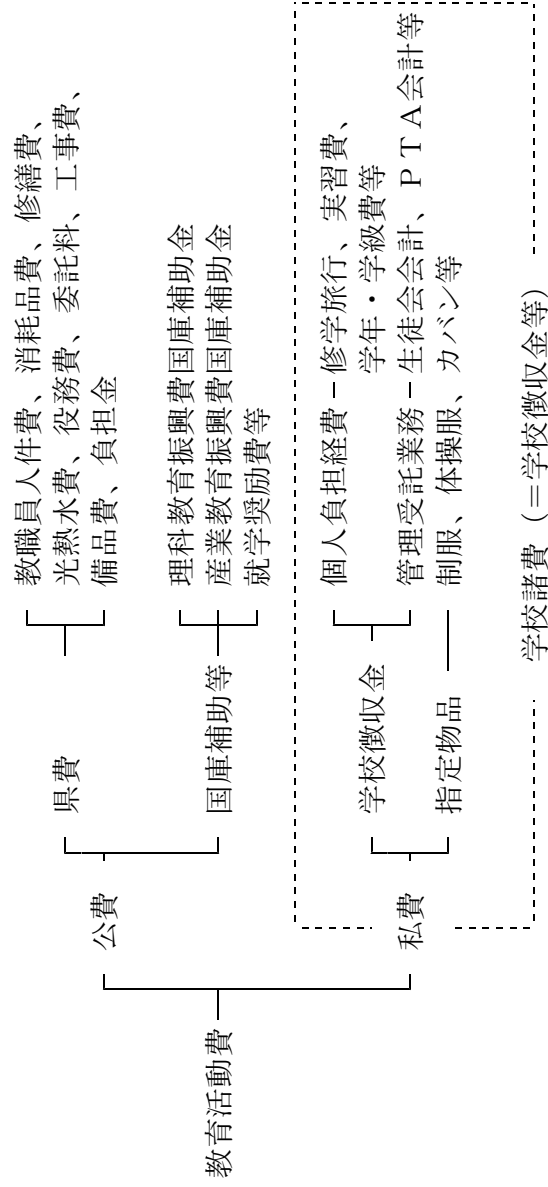
1 学校諸費の徴収根拠

(1) 学校諸費の定義について

県立学校において条例に定められた授業料及び入学金のほかに徴収される徴収金は、学校教育を実施していく上で必要とされる経費で、公費で負担することが適当ではないとされる経費及び教育活動に関連する団体に係る会費又は負担金など学校名又は学校長名で生徒の保護者等から徴収される学校徴収金並びに学校が物品を指定し購入を義務づけている学校指定物品の購入に要する経費である。

後述する教育庁において定められた学校徴収金等取扱要綱第2条において、「この要綱において学校徴収金等とは、教育活動上必要となる経費のなかで受益者負担の考えに基づき保護者から徴収している修学旅行費、教材・教具費、実習費、生徒会費等をいうほか、学校が指定する物品の購入に係る経費をいう。」と定められており、この学校徴収金等という概念と学校諸費とは下の図の私費の範疇に当たるとする。

なお、以降の記述に当たっては、学校徴収金等取扱要綱に合わせて学校諸費を学校徴収金等と記す。



(2) 学校徴収金等の徴収根拠について

学校徴収金等の徴収根拠については、一般的には、学校教育活動に必要な経費として保護者等から学校長に対し、信託ないし委任に基づいて認められていると考える方がなされており、本県においても、学校徴収金等取扱要綱第3条において、「校長は、学校徴収金等が保護者の信託に基づいて学校が執行しているという認識のもと管理者として適正な注意義務をもって処理しなければならない。」と定めている。

信託とは、他人をして一定の目的に従い財産の管理又は処分をさせるため、その者に財産権を移すことであり、このことから、受託者である学校長には学校徴収金等について、善良な管理者としての注意義務が発生することになり、さらに学校徴

収金等の徴収目的及び執行内容について、委託者である保護者に対する十分な情報の提供などの責務が学校長に生じることになると考えられる。

2 学校徴収金等に係る教育庁の指導

(1) 学校徴収金等取扱要綱について

学校指定物品の指定や修学旅行業者の選定等に当たっての適切な事務処理を確保するため平成12年度に教育庁において県立学校徴収金等検討委員会が設けられ、その検討結果を踏まえて、学校徴収金等取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び後述の学校徴収金等取扱マニュアルが策定された。

取扱要綱は、14条の条文から構成されており、前述の定義、根拠のほか保護者負担の軽減（第4条）、コスト意識の徹底（第5条）、事務処理の適正・透明化（第6条）等の執行者の意識に関する規定、学校徴収金等検討委員会（第8条）、業者選定委員会（第10条）という組織に関する規定、PTA等団体との連携（第11条）に関する規定が設けられ、また金融機関への預金による管理（第7条）や公金に準じた会計処理（第9条）を行うことが定められ、平成12年11月30日から施行されている。

なお、努力規定ではあるが、必要に応じて学校ごとに運用規程等を策定することを求めている（第14条）。

(2) 学校徴収金等取扱マニュアルについて

学校徴収金等取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、学校徴収金、修学旅行、学校指定物品、PTA等団体会計の4章からなり、巻末に上記の取扱要綱を掲載し、各県立学校へ配布されている。

まず、学校徴収金の章では、事務処理のフロー図や留意点、様式の記載例を、また別表として公費及び私費の区分基準を掲載している。

次に、修学旅行の章では、事務処理のフロー図、現地調査のチェックリスト、仕様書や契約書の例等を掲載している。

また、学校指定物品の章では、学校指定物品の選定に係る事務手続、仕様書や契約書の例等を掲載している。

さらに、PTA等団体関係の章では、PTA会計及び生徒会会計に関する事務処理手順及び支出何書等の会計処理に関する様式が掲載されているほか、独立した任意の団体であるPTA会計から学校が支援を受けることについての基本的な考え方について記述されている。

以上のように、マニュアルは、学校徴収金等の処理全般についての事務処理の手引書となっており、これに沿った事務処理を行うことが県立学校に要請されている。

(3) その他の個別事項に係る通知等について

課外費、空調費及び給食費の取扱いについては、マニュアルには規定されておらず、それぞれ「生徒の学習習慣を確立するための特色ある取組の充実について」（平成14年7月3日14教教第58号、14教高指第244号）、「PTAによる県立高校への空調整備を行う場合の取り扱いについて」（平成15年4月1日15教施管第5号）及び「夜間定時制高等学校給食費における取扱について」（平成16年7月15

日16教ス第1193号)が教育長等から通知されている。

また、給食費については、「夜間定時制高等学校給食実施要綱」(平成8年4月1日適用)が定められている。

このほか、財産の寄附受納について、「福岡県立学校における寄附受納事務取扱要綱」(昭和60年1月1日施行)が定められている。

3 学校徴収金の徴収状況等について

(1) 学校徴収金の徴収状況について

学校徴収金等のうち学校徴収金は、各学校により様々な項目(名称)、目的で徴収されており、統一的な項目に分類されてはいなかった。

このことから、学校徴収金の調査結果に基づき、徴収の目的、主体及び受益の形態等でおおよその性格分けを行ったものが次の表である。

なお、高等学校等における実際の学校徴収金については、一つの項目(名称)によって下表に分類した複数の項目(名称)の学校徴収金の徴収がなされていた。

例えば、学級費の項目(名称)で徴収されている場合、進路指導費、行事費、教材費等として支出されている場合があった。

目的	主体	受益	項目(名称)	備考
教育活動	学校	全体	学年費、学級費	体育祭、文化祭、遠足等 高体連、高文連等 実習材料費等
			進路指導費	
			行事費	
			遠征費、部活動援助費	
			各種団体負担金	
	PTA	個別	生徒会費	実習材料費等
			教材費、実習費	時間外の補習授業 業者テスト
			修学旅行積立金、体験学習費	
			卒業積立金(アルバム代等)	
			課外(土曜セミナー等)費	
学校運営	PTA	全体	課外模試費	
			進路指導費(職員の雇用)	
			施設充実費、教育振興費、衛生費	修繕、消耗品、リース代等 買替費用の積立
			ロッカー使用費	冷暖房費
			空調費	
団体運営	その他 同窓会	全体	PTA会費	
			後援会費、振興会費、校友会費	
			同窓会費	
その他	学校	個別	卒業積立金(学校に対する寄贈)	
			周年事業積立金	
			給食費 寄宿舎費、寄宿舎食費	食材費

学校徴収金は、授業、生徒会、部活動等の教育活動の実施に当って必要とされる

経費、学校施設等の運営に必要とされる経費、学校に関連する団体の会費及び給食の実施等の目的で必要とされる経費であった。

徴収（実施）の主体は、主に学校（学校長）であったが、勤務時間外における課外授業など法令等で学校が実施主体となることが困難なものについては、PTAが主体となっていた。

また、受益の形態については、副読本、問題集、修学旅行代金など直接受益が生徒（児童を含む。以下同じ。）個人に及ぶものと、冷暖房、行事費など受益が学級、学校など全体に及ぶものがあった。

(2) 学校徴収金の取扱額について

監査対象とした県立学校における平成16年度の学校徴収金の年間取扱額及び生徒1人当たりの学校徴収金の額は、次の表のとおりであった。

（単位：円）

監査対象県立学校		学校徴収金の取扱額	生徒1人当たりの金額
	合計	3,412,445,293	—
42校	平均	81,248,697	94,489
	合計	2,569,100,483	—
22校	平均	116,777,295	104,565
	合計	735,795,380	—
	平均	61,316,282	73,900
	合計	107,549,430	—
8校	平均	13,443,679	42,523

注) 1 学校徴収金の取扱額は、管理受託業務分としてPTA会費のほか、同窓会費及びその他の団体の会費を含む。

2 生徒1人当たりの金額の計算は、比較の基礎を合わせるため、修学旅行積立、給食費、寄宿舎及び定時制の生徒に係る学校徴収金を除いている。

このことから、県立学校全体の平成16年度の学校徴収金の取扱額は、監査対象とした学校の抽出率から単純計算すると100億円余となるものと推定され、県立学校における学校徴収金事務は、相当量の事務となっているのではないかと考えられるところである。

ちなみに、普通科を主とする高校及び単位制高校における生徒1人当たりの学校徴収金の額が比較的高額となっているのは、課外（土曜セミナー等）費や課外模試費といった事業に要する経費が主な要因となっている。

第3 監査の結果

監査結果の構成については、まず学校徴収金の基本的な部分について述べ、その後、各々特徴をもった修学旅行、学校指定物品、PTA等の団体事務等について記述する。

また、個々の項目においては、事務手続等について要綱の該当条文、マニュアルの該当事項の抜粋等を引用し、その後に監査において確認した実際の状況を、続いて監査意見を記述した。

1 学校徴収金等の位置づけ

(1) 学校徴収金等の徴収根拠について

(取扱要綱)

第2条 この要綱において学校徴収金等とは、教育活動上必要となる経費のなかで受益者負担の考えに基づき保護者から徴収している修学旅行費、教材・教具費、実習費、生徒会費等をいうほか、学校が指定する物品の購入に係る経費をいう。

第3条 校長は、学校徴収金等が保護者の信託に基づいて学校が執行しているという認識のもと管理者として適正な注意義務をもって処理しなければならぬ。

(現状)

○ すべての学校において、学校徴収金は、保護者からの信託により徴収を行っていること認識されていた。

(2) 学校徴収金等の事務の公務性について

(マニュアル)

○ 学校が一括徴収して管理している学校徴収金は、学校教育活動に必要な経費としての公共性や公益性を有するとともに、公費に準じた性格を有するものである。

(現状)

○ すべての学校において、学校徴収金等に係る事務は、公務であるとの認識がなされていた。

○ ほとんどの学校において、事務職員では事務長のみが学校徴収金等に係る事務を担当していた。

○ マニュアルには、学校徴収金等に係る事務が公務であると明文化はされていないが、教育庁（総務課及び教職員課）は、学校徴収金等に係る事務は公務であるとの見解である。

(3) 学校徴収金等の周知状況について

(取扱要綱)

第6条第2項 校長は、学校徴収金等の目的や用途について、保護者に対して十分な周知、説明及び報告を行うよう努めなければならない。

(現状)

○ ほとんどの学校で、合格発表後の入学（者）説明会において、生徒及びその保護者に、学校徴収金等の内容についての説明がなされていた。

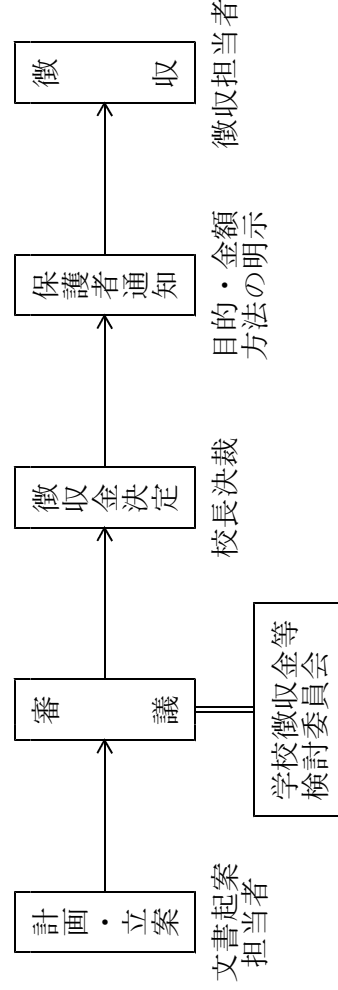
○ それ以前に知り得る機会としては、インターネットのホームページがあったが、紹介されていない学校、内容の更新がなされていない学校があるなど統一的な取扱いがなされていなかった。(未紹介7校、未更新4校)
(監査意見)

- 学校徴収金等については、適宜に目的、金額及び決定過程が分かるようにホームページの整備を行うよう検討する必要がある。
- その際には、教育庁において、学校徴収金の項目（名称）の整理を行うことが望まれる。

2 学校徴収金の徴収決定及び徴収手続

マニュアルに定められた事務処理（修学旅行、学校指定物品及びPTA等団体会計を除く）の流れは、次のとおりとなっている。

○ 学校徴収金の徴収手続



(1) 学校徴収金の徴収決定手続について

(取扱要綱)

第8条 校長は、学校徴収金等について総合的な観点に立って計画的かつ効率的な執行を図るため、校内に学校徴収金等検討委員会を設置しなければならない。(マニュアル)

- 計画・立案は、文書により行う。計画書及び立案書を通常前年度中に作成する。
- 年間行事計画等を基に個人単位の支出予定額を算出するとともに執行計画書を作成する。入学年次に卒業年次までの執行計画をたて、学年進行により、必要な修正を行う。
- 学校徴収金等検討委員会で、妥当性を審議する。学校徴収金の決定後、必ず文書等で保護者に通知する。
- 学校徴収金等検討委員会は校長、教頭、事務長及び保護者の代表等で構成する。(現状)
- 学校徴収金等検討委員会が設置されていない学校があり、校務運営委員会（校長、教頭、事務長及び学年主任等で構成）で代行されていた。(22校)
- また、学校徴収金等検討委員会という名称で設置されていても委員として保護者の代表が含まれておらず、実質が伴っていない学校があった。(7校)

さらに、学校徴収金等検討委員会を設置しているにもかかわらず、徴収額の引き上げ年次のみで開催している学校があった。(4校)

- 入学から卒業までの間を通しての執行計画が作成された学校はなかった。
- 第2学年次以降の取扱いについて、学校徴収金等検討委員会に諮られず、学年担当が発案し学校長決裁で決められているところがほとんどであった。(監査意見)
- 取扱要綱第8条の規定に反し、保護者の代表者を入れた学校徴収金等検討委員会を設置していない学校があるので、早急に設置すべきである。
- 学校徴収金の徴収の決定に当たっては、マニュアルに示されているとおり、入学年次のみではなく、各学年分を学校徴収金等検討委員会で審議し、学校徴収金等の計画的かつ効率的な執行を図る必要がある。

(2) 学校徴収金の徴収方法について

(マニュアル)

- 年間行事計画等を基に個人単位の支出予定額を算出するとともに執行計画書を作成する。入学年次に卒業年次までの執行計画をたて、学年進行により、必要な修正を行う。
- 徴収金は、保護者負担を考慮して徴収する。校納金として授業料と一括して徴収するか、口座振替で保護者から振り替えてもらう。現金で徴収する場合は、現金領収書を発行し、現金出納簿に記帳して速やかに預金する。

(現状)

- すべての学校において執行計画書が作成されていなかった。
このため、多くの学校で、年度当初に一括又は前後期の2回分割程度で予納金として徴収していた。(22校)
- 一部の学校では、授業料の減免に連動した生徒会費、PTA会費等の減免制度が設けられていた。(13校)

(監査意見)

- 保護者負担軽減の観点から、執行計画を作成して収入と支出を十分に検討し、年度当初に徴収している部分については、分納等の取扱いを検討する必要がある。
- 学校徴収金についても負担が困難な者については、授業料に準じた減免等の支援についての配慮が望まれる。

3 学校徴収金の管理

(取扱要綱)

第7条 学校徴収金は現金で保管せず、金融機関に口座を設けて通帳により現金の出納を行い収支が確認できるようにしなければならない。

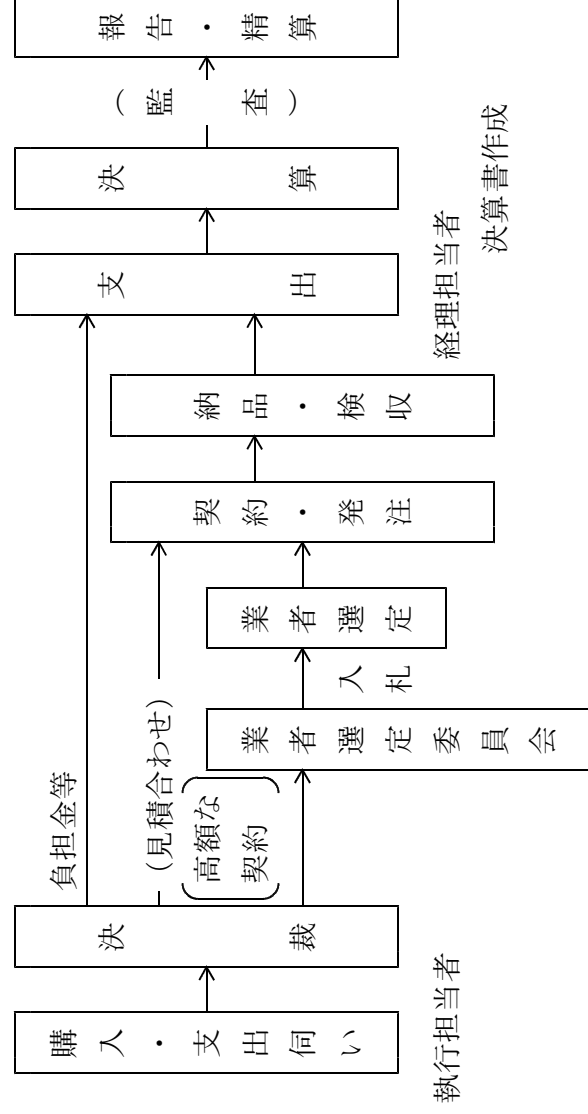
第12条 校長は、学校徴収金等の全般について掌握し、その執行に当り関係教職員に対して必要な指示及び監督を行うものとする。

(マニュアル)

- 収支は、金融機関を経由して行うこと。また、金銭の収支は、すべて現金出納簿に記帳するとともに、定期的に出納簿、通帳、支出伺いなどの照合を行う。
(現状)
- 必要な帳簿（出納簿等）の一部が作成されていない学校があった。（6校）
また、支出証拠書類（領収書等）が一部整備されていない学校もあった。（4校）
- 多くの学校では、学校徴収金が校長又は事務長名義の通帳で管理されていたが、学校徴収金の一部が学年主任等の教諭名義の通帳で管理されていたり、現金で管理されている学校もあった。（10校）
- 規模の小さな盲聾養護学校等のなかで、ほとんどの会計において現金で管理されている学校があった。（3校）
- 通帳で管理している学校にあっても、急な支払等に対処するため、一部を現金化して事務長が管理している学校があった。（1校）
(監査意見)
- 善良な管理者としての注意義務に反し、帳簿等の整備を行っていない学校があるため、取扱要綱第12条の規定に従い学校長は関係職員に対し必要な指示及び監督を行うべきである。
- 原則的には現金による管理は行わないこととするもの、諸般の事情によりその必要性がある場合には、各学校において緊急用前渡資金に準じた事務処理規程を定めるなど厳格な管理を前提として現金による支出を行うよう検討する必要がある。

4 学校徴収金の支出手続等

- 学校徴収金の支出手続



(1) 学校徴収金の支出手続について

(取扱要綱)

第6条第1項 学校徴収金等の事務処理については、文書により起案決裁を行い、公費に準じた適正な会計処理を行うとともに、複数の職員によるチェック体制の確立に努めるものとする。

(現状)

○ ほとんどの学校では、徴収、支出、決算等全て校長決裁の下に行われていた。しかしながら、個々の支出については学級担任等が単独で行い、決算書作成段階での一括決裁となっている学校があった。(8校)

(監査意見)

○ 取扱要綱第6条第1項の規定に反し、決裁手続を経ないで支出している学校があった。支出に際しては、決裁を受けることにより複数の職員によるチェック体制の確立を図り、支出手続の透明性を確保すべきである。

(2) 学校徴収金の支出内容について

(マニユアル)

○ 学校徴収金は受益者負担の原則のもと、間接的にでも生徒に還元されればよいといった安易な考え方などにより、必ずしも公費と私費(学校徴収金)の負担区分が明確にされていない経緯がある。今後は公費と私費の負担区分を明確にし、学校徴収金事務処理の適正化に努める必要がある。

(現状)

○ ほとんどの学校で、例えば、図書費、トイレットペーパー購入費、印刷用紙費、研究紀要の印刷費、修繕費等の経費の一部が学校徴収金から支出されていた。

また、進路費(進路用紙費)でトイレットペーパーの購入、宿泊セミナー費でフロアワックス掛けなど、徴収目的と支出内容が一致していない学校があった。

(2校)

(監査意見)

○ マニユアルには、公費及び私費の区分基準が示されているが、公費から支出することが適切ではないかと思われる経費が学校徴収金から支出されているので、教育庁は、適正に支出が行われるよう指導を行う必要がある。

また、各学校においても、学校徴収金の徴収目的と支出内容が異なることがないよう、決裁過程において十分確認を行う必要がある。

5 学校徴収金に係る決算及び情報提供

(1) 学校徴収金に係る決算手続について

(マニユアル)

○ 全ての執行が終了したら決算を行う。事務室との連絡を密にとることが大切である。

○ 全ての収入及び支出の執行が終了したら、速やかに決算を行う。最終学年においては、卒業式までに行い、他の学年については年度末までに行う。

(現状)

- ほとんどの学校で、生徒会費、進路指導費、ロッカー使用費、空調費等については、年度決算後の余剰金が毎年繰り越されていた。

- すべての会計において、単年度で精算し返金を行っている学校もあった。

(1校)

- 卒業積立金として徴収した中から、積立当初に説明がなされないまま同窓会の入会金に充当している学校があった。(5校)

- 卒業記念品について、見込額による決算が行われ、かつ保護者へ事前の説明がなされないまま余剰金が他会計に繰り入れられている学校があった。(1校)

(監査意見)

- 教育庁においては、徴収目的や受益範囲等を勘案し、精算すべき学校徴収金の項目と繰り越しも可とする項目とをマニュアル等に示すよう検討する必要がある。

- 卒業積立金として徴収した中から同窓会の入会金に充当する場合や他会計へ繰り入れられる可能性がある場合には、保護者に対して事前に説明を行う必要がある。

(2) 学校徴収金に係る決算等の情報提供について

(取扱要綱)

第6条第2項 校長は、学校徴収金等の目的や用途について、保護者に対して十分な周知、説明及び報告を行うよう努めなければならない。

(マニユアル)

- 決算書及び個人別の計算書を校長名で保護者に配付する。配付は生徒を通して行い、卒業生については、卒業式までに報告(配付)する必要がある。

なお、卒業生に返還金がある場合は、事前に返還金通知書を配付し、保護者に知らせておくことが必要である。

(現状)

- 保護者に対し生徒個人別の計算書のみを配付し、当該会計全体の決算を報告していない学校があった。(15校)

また、全体の決算報告は配付されていたが、生徒個人別の計算書が作成されていない学校もあった。(12校)

- 学年費の用途として一部を他の会計へ繰り出したことが示された決算が保護者に報告されているもの、受入先の会計の決算が保護者に報告されていない学校があった。(9校)

- 一部の会計について帳簿上決算を行っているもの、決算書の作成を行っていない学校があり、保護者に対し決算報告がなされていなかった。(2校)

(監査意見)

- 取扱要綱第6条第2項の規定等に反し、決算報告が行われていない学校があった。校長は、学校徴収金の委託者たる保護者に対し、年度完了後速やかに学校徴収金のすべての会計の支出内容等について決算報告を行うべきである。

- 教育庁において、速やかに決算報告を行うことができるように、総額の決算書及び個人別計算書の統一的な様式や作成方法を検討する必要がある。

(3) 学校徴収金に係る外部監査等のチェック体制について

(マニュアル)

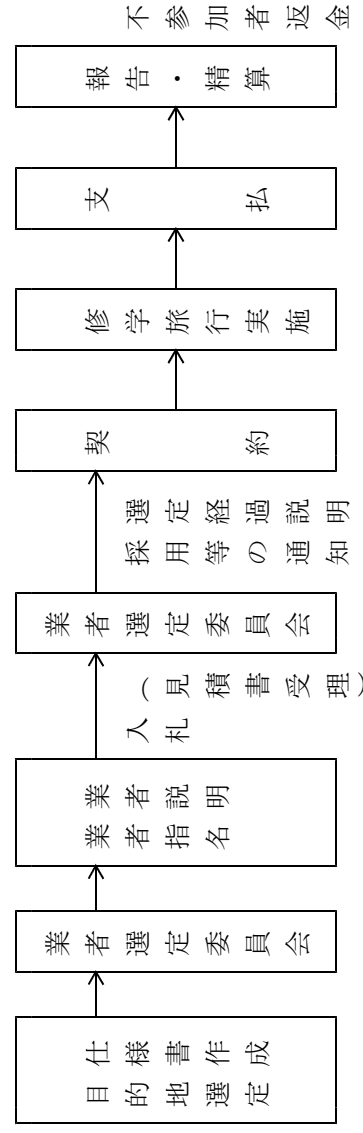
- 修学旅行等の高額な「学校徴収金等」についてはP T A等による外部監査を受けることも考えられる。
(現状)
- ほとんどの学校で、高額な学校徴収金についても第三者による監査は行われていなかった。
- 一部の学校では、P T A会計以外の学校徴収金の一部についてもP T A監事による監査が行われていた。(9校)

(監査意見)

- 学校徴収金は、公金に準じるものであるので、その透明性を高めるためにもP T A等による監査を制度化するなど、その額にかかわらず第三者によるチェック体制を確立するよう検討する必要がある。

6 修学旅行積立

○修学旅行



(マニュアル)

- 業者指名を行う前に、業者選定委員会を開催し、業者選定方法・入札又は見積依頼業者の選定を行う。
- 残金の精算及び不参加者への積立金返済を行い、保護者へ文書による決算報告を行う。

(現状)

- ほとんどの学校が2～6社の旅行社を対象に企画コンペを行い、業者選定委員会において業者を決定しているが、コンペ参加業者の選定は、入札書（見積書）提出依頼業者の選定を行うための業者選定委員会が開催されず前例によつていた。
- 一部の学校では、修学旅行積立金について、残額をそのまま卒業積立金等の他会計に繰り入れていた。(16校)
- 一部の学校では、事務の簡素化等から、修学旅行費の積立（管理）を業者に委託する契約を行っていた。(15校)

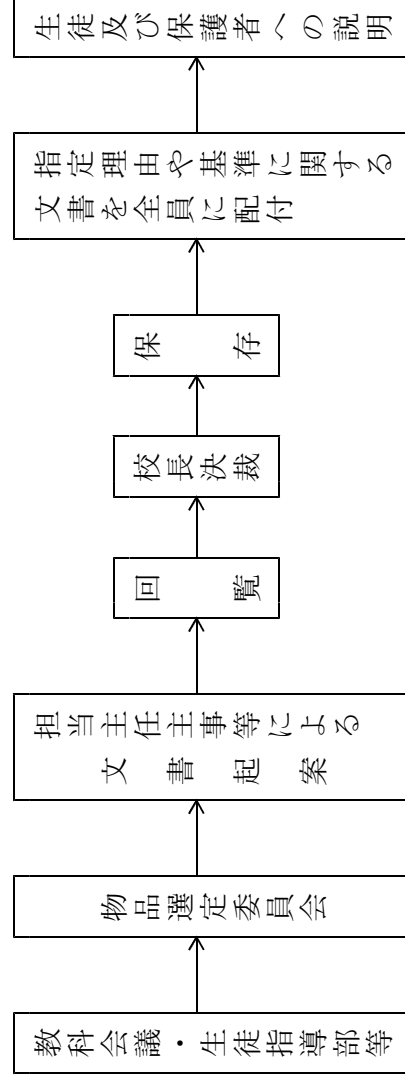
(監査意見)

- 透明性、公平性の観点から見積書等提出依頼業者（企画コンペに参加する業者）を選定する段階から、業者選定委員会に諮る必要がある。
- 修学旅行の終了後に残金の精算を行う必要があるが、精算を行わない場合には、残金をどの会計に繰り入れるのかを保護者に事前に説明する必要がある。

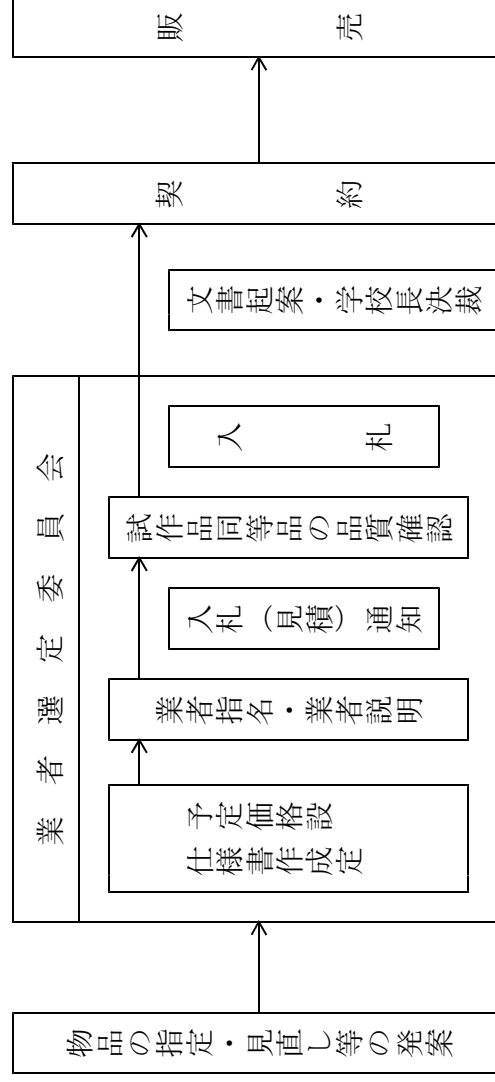
7 学校指定物品の指定手続

○ 学校指定物品の選定

- ・ 指定物品の選定に係る事務手続



- ・ 業者選定に係る事務手続



(マニュアル)

- 物品選定委員会を設置し年1回以上開催するとともに、業者選定委員会を設置し年1回以上開催する。
- 業者選定委員会の業務内容としては、仕様書の作成、予定価格の設定等県費に準じた事務手続を行う。
- 予定価格が160万円を超える場合、福岡県財務規則に準じて入札を行うが、契約金額にかかわらず、すべての指定物品について、契約書を作成する。

(現状)

- ほとんどの学校で、予定価格が160万円を超える場合でも、入札が行われず2～5社の見積書による随意契約がなされていた。
 - 指定物品の一部について、契約書が作成されていない学校があった。(1校)(監査意見)
 - マニュアルに記載のとおり、競争性の確保の観点からも福岡県財務規則に準じた入札を行う必要があるが、やむを得ず随意契約による場合には、その理由を明確に記載する必要がある。
- また、必ず契約書を作成する必要がある。

8 P T A等団体会計

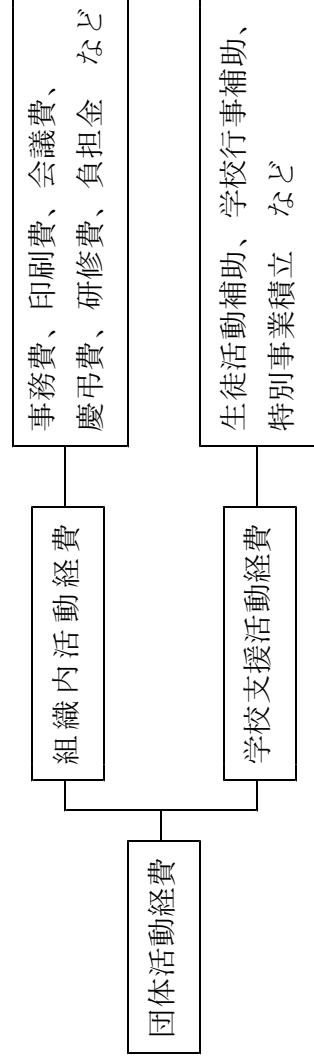
(1) P T A会計事務の取扱いについて

(マニュアル)

- P T A組織に対する基本的な考え方
- P T A活動は学校組織と連携して活動を行っているが、学校は教育行政遂行のために設けられた公的教育機関であるのに対し、P T Aはその組織単独で活動方針を決定できることから、学校組織とは独立した任意の団体であることを認識しておくことが必要である。

したがって、P T A組織の意志はその会員で決定し、活動に伴う会計処理についても組織内で自主性をもって自己完結的に行われることが基本である。

活動内容を経費面から分類すると、次の表のように分類できる。



(現状)

- ほとんどの学校で事務室内にP T A雇用の職員が常駐し、P T Aの会計事務を行っている。また、多くの学校でP T A規約で事務長が会計担当に指定されていた。
- P T A会費の徴収等の会計事務について文書で受託している学校があった。(2校)

その他の学校については、P T A規約で事務長が会計担当に指定されていること等をもって、会計事務を受託したものとみなしていた。

- P T Aは学校組織とは独立した任意の団体であるが、教育庁(総務課及び教職員課)は、P T Aに係る会計事務は公務であるとの見解である。

(監査意見)

- P T A 会費の徴収等の会計事務について、学校が受託していることを示す文書がない学校がほとんどであり、根拠が不明確なまま事務を行っているので、事務の受託を行う場合には、P T A と学校が文書を作成し、その根拠を明確にする必要がある。

(2) 同窓会の会計事務の取扱いについて

(取扱要綱等)

- 特に明文化された規定はない。

(現状)

- 同窓会より、在校生からの同窓会費の徴収事務を文書で受託している学校があった。(3校)
- 多くの学校で同窓会費及び同窓会入会金が在校生から徴収されていた。(31校)
- 同窓会の事務については、学校外で独自に会計事務が行われているところが多かったが、同窓会規約の中で会計担当として事務長が指定され、学校において事務が行われているところがあった。(6校)
- 同窓会に係る会計事務に従事する場合、いずれの学校においても公務と考えられており職免、休暇等の服務上の手続はとられていなかった。
- 教育庁(総務課及び教職員課)は、同窓会に係る会費徴収等会計事務は公務であるとの見解である。

(監査意見)

- 同窓会の会費徴収について、学校が徴収事務を受託していることを示す文書がない学校がほとんどであり、根拠が不明確なまま徴収事務を行っているので、徴収事務の受託を行う場合には、同窓会と学校で文書を作成し、徴収事務の根拠を明確にする必要がある。
- 同窓会は学校組織とは独立した任意の団体であり、学校教育活動との関係において P T A とは性格が異なるものであると考えられること、また、同窓会内で会計事務が処理されている事例が多いことから、教育庁は、その取扱について検討する必要がある。

(3) 団体からの寄附等の状況について

(福岡県財務規則)

- 第 241 条 使用責任者(警察本部にあつては会計課長、財務担当所にあつては財務担当所長)は、物品の寄附の申出があつたときは、寄附物品受納調書により審査し、受納の決定をしなければならぬ。ただし、重要物品及び時価 30 万円以上の物品の受納の決定については、総務部長の承認を受けなければならぬ。

(取扱要綱)

- 第 11 条 校長は、P T A 等の団体と連携協力して教育活動の充実に努めるとともに、P T A 等の団体からの学校教育活動に対する経済的支援については、保

護者負担の軽減の観点から、その内容を充分検討し、真に学校教育活動に必要な最小限のものとなるよう努めなければならない。

(福岡県立学校における寄附受納事務取扱要綱)

第2条 財産の寄附受納は、当該財産が次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならぬ。ただし、卒業記念品については、第5号の要件を除くものとする。

- (1) 学校教育の充実に寄与すると認められるものであること。
- (2) 財産管理上支障がなく、維持管理に多額の経費を要しないものであること。
- (3) 寄附申込者の自発的な意思に基づくものであり、私的利益に関係のないものであること。
- (4) 寄附申込者が団体である場合には、その構成員の合意が得られたものであること。
- (5) 在学生（入学予定者を含む）又はその保護者から拠出された資金によるものでないこと。

第3条第3項 学校長は、前項（総務部長の承認を必要とする物品）以外の物品の寄附について受納を決定した場合は、寄附物品受納調書の写しを財務課長に提出しなければならない。

(マニュアル)

○ 学校を経済的に支援する事業については、保護者負担の軽減の観点から、学校はPTAに対して、支援活動の内容を事前に協議することが望まれる。

なお、学校運営等に対するPTAからの支援は原則として差し控え、やむを得ず支援を受ける場合は、必要最小限の支援を受ける姿勢が大切である。

PTAとの協議にあたって、学校が留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 校長は、学校支援活動の目的、支援内容等をPTAから詳細に説明を求めること。
- (2) 提案された学校支援活動については、予算額を含めてPTA役員等の総意である点を確認すること。
- (3) 校長は、PTAからの支援を受けるかどうかについて、学校組織内で十分に検討すること。
- (4) 学校支援活動として次のようなものは、原則として支援を受けるべきでないこと。
 - ① 本来公費で支弁すべきと思われるもの
 - ② 教職員個人の資格で参加している各種会合、研究会等の分担金や会議費
 - ③ 教職員に対する餞別金、記念品代、その他謝礼など

(現状)

○ ほとんどの学校においてPTA等から図書等の物品の支援がなされており、実質的な寄附であると思われるが、寄附受納の手続がとられていなかった。

(支援は、PTA等の所有物品の使用貸借の形態で処理されている。)

○ 卒業生からの卒業記念品の寄附受納については、寄附受納の手続をとっている学校、とっていない学校があり、取扱いが一定していなかった。

なお、創立周年事業での寄附については、施設等規模が大ききものが多いため寄附受納の手続がとられていた。

○ P T A 以外の同窓会等からの金銭による寄附について、寄附受納の手続がなされないまま、支出されているものがあった。(5校)

(監査意見)

○ P T A の所有物品の使用貸借であるとする備品等については、管理状況や使用状況からみて、実態的には学校に帰属しており、寄附と見なざるを得ないものも多かった。当該学校における教育環境の整備を目的とした物品や金銭の支援を受ける必要がある場合には、寄附受納等の手続をとるなど、その会計処理を明らかにする必要がある。

(4) P T A 及び同窓会以外の団体について

(取扱要綱等)

○ 特に明文化された規定はない。

(現状)

○ 保護者の全員又は賛同者を会員とする後援会、振興会と称する学校に対する支援を目的とした任意団体が設立され、P T A 会費とは別に入会金あるいは会費が徴収されている学校があった。(6校)

また、こうした団体から学校に対する支援が行われていた。

(監査意見)

○ P T A 及び同窓会以外の任意団体からの会費徴収事務の受託は、教育活動との関わり合いを十分考慮し、教育庁の主管課への届出制をとるなど安易に行われることがないよう慎重に対応する必要がある。

9 その他

(1) 課外授業等に係る経費について

(教育長通知)「生徒の学習習慣を確立するための特色ある取組の充実について」

○ 勤務時間外である早朝及び土曜日等に教職員が課外授業等に従事する場合には、これを父母教師会等が主催する事業に兼業するものと位置づけ、校長は所属教員について兼業の承認を行うとともにその報告書を教職員課長あて提出すること。

○ 兼業に係る報酬等の課外授業等に関する保護者負担については、その軽減に努めること。

(現状)

○ P T A の事業である課外授業の経費について、校長名義の学校徴収金で会計処理がなされており、P T A 会計で処理されている学校はなかった。

なお、課外授業に係る教諭への報酬は、P T A 会長名で支払われていた。

○ 課外模試（業者テスト）の経費は、学校長名義の学校徴収金で会計処理がなされていた。

なお、課外模試（業者テスト）に係る教諭への報酬の支払者は明確にされていなかった。

（監査意見）

○ 課外授業は、PTAが事業主体として実施するものと位置付けられていることから、PTAの会計として処理するよう検討する必要がある。

○ 課外模試（業者テスト）について、教育庁は事業主体、経理方法を明らかにする必要がある。

(2) 進路指導に係る経費について

（現状）

○ 進路指導事務の補助を行う臨時職員が、PTA会長名で雇用されている学校があったが、学校徴収金として徴収された進路指導費から雇用経費が支出されていた。（20校）

（監査意見）

○ PTA会長名で雇用した職員については、雇用者と負担者が一致していないため、学校徴収金として徴収された進路指導費から支出するのではなく、PTAの会計として処理するなどの検討を行う必要がある。

(3) 空調に係る経費について

（教育長通知）「PTAによる県立高校への空調整備を行う場合の取り扱いについて」

○ 福岡県教育委員会は、PTAが主催する課外授業が実施されるに当たり、各単独PTAが生徒のための教育環境を改善するために、PTAの負担と管理により空調設備を整備、運転することは、やむを得ないものと思慮する。

○ 空調設置及び運転に要する経費については、課外授業費の中に含めること。

（現状）

○ 空調機については、PTAが設置主体となっていた。

○ 空調に係る経費が、学級費から支出されている学校があった。（9校）

また、空調費名義で徴収し支出している学校もあった。（6校）

（監査意見）

○ PTAの負担と管理により実施されるものであれば、PTAの会計として経理を行うよう検討する必要がある。

(4) 給食費（定時制に係るもの）について

（スポーツ健康課長通知）「夜間定時制高等学校給食費における取扱について」

○ 給食の注文は1週間を単位として当該学校給食を行う前の週の水曜日までに予定喫食者数を業者に通知し、数量に変更（減）が生じた場合には、当該学校給食を行う日の2日前までに取消し、喫食数に近づけることに努めること。

- 職員・生徒に関わらず、給食を取らないことに合理的理由（アレルギー体質、病気休暇、出張、大会遠征等）により欠食の届出があり、そのことについて学校長の承認もある場合で、上記の取り消しができる期間内であれば、返金を行う等の措置を講ずること。

(現状)

- 給食の調理数は、予定食数（申込数）から、当日の欠食の見込み食数を減じて業者へ発注しているため、欠食の見込み食数分は給食費を徴しても調理を発注していないことから余剰金が生じ、毎年繰越額が漸増している。
(監査意見)
- 給食の予定食数と業者への発注食数の差による余剰金については、徴収額の算定方法を見直すなど、その処理について検討を行う必要がある。

10 終わりに

今回実施した学校徴収金等の監査は、県立学校全体の三分の一程度の抽出によるものであったが、これまで監査意見として述べたように、適切な事務の取扱いが行われていない面が見受けられた。

このため、監査対象とした県立学校における個々の改善はもとより、県立学校全体の取組として、教職員の公金意識の向上を図るとともに、現行のマニュアルについて、監査意見や学校現場の実情調査を基に、その見直しを行い、県立学校全体において学校徴収金等の事務の取扱いが適切に行われる必要がある。

また、教育庁においては、学校徴収金等に関する事務を公務として位置づけているところから、県立学校における学校徴収金等の実態を十分に把握し、学校徴収金の名称、項目等を整理するとともに、本来公費支出とすることが適切であるものについても具体的に示すなど、学校徴収金等に関する事務の改善について、積極的な指導監督を行うことが望まれる。

最後に、教育庁及び各県立学校は、学校徴収金等の事務について、生徒の保護者等に対する十分な説明責任を果たし、教育活動のより一層の充実及び発展に努められることを期待するものである。

筑前海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第121号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合及び委員会が認めた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成18年4月7日

筑前海区漁業調整委員会
会長 大内 康 敬

1 指示の対象

次の(1)もしくは(2)に該当する場合

- (1) 5トン未満の船舶で一本釣りに行う場合
- (2) 5トン以上の船舶で一本釣りに行う場合（但し、小型イカ釣り漁業許可を有する船舶は除く。）

2 指示の適用海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島郡志摩町烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内を除いた海域。

- ア 山口県下関市蓋井島の北端
イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点
ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

3 集魚灯の制限

- (1) 集魚灯に使用する電球の光力は、45キロワット以内とする。さらに、装着できる放電灯は3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない
- (2) 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない。（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計は21個以内）。

4 指示期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

福岡県有明海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第47号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区における水産資源の保護増殖を図るため、次のとおり指示する。

平成18年4月7日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 小原 博 義

1 指示の内容

(1)の区域において(2)に掲げる魚種を採捕してはならない。ただし、試験研究機関及び福岡県有明海漁業協同組合連合会が試験研究及び増養殖の目的のため採捕する場合はこの限りでない。

(1) 指示の適用海域

① 有区第3号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア	北緯33度 6 分54.000秒	東経130度21分52.200秒
イ	北緯33度 6 分42.000秒	東経130度21分49.200秒
ウ	北緯33度 6 分39.600秒	東経130度22分 3.000秒
エ	北緯33度 6 分51.600秒	東経130度22分 6.000秒

(日本測地系)

ア	北緯33度 6 分41.987秒	東経130度22分 0.543秒
イ	北緯33度 6 分29.986秒	東経130度21分57.542秒
ウ	北緯33度 6 分27.585秒	東経130度22分11.343秒
エ	北緯33度 6 分39.587秒	東経130度22分14.344秒

② 有区第24号

次のオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

オ	北緯33度 4 分31.200秒	東経130度24分 4.800秒
カ	北緯33度 4 分 9.000秒	東経130度23分40.800秒

キ 北緯33度 3 分54.600秒 東経130度24分 0.000秒
 ク 北緯33度 4 分16.800秒 東経130度24分24.000秒

(日本測地系)

オ 北緯33度 4 分19.169秒 東経130度24分13.150秒
 カ 北緯33度 3 分56.967秒 東経130度23分49.147秒
 キ 北緯33度 3 分42.566秒 東経130度24分 8.348秒
 ク 北緯33度 4 分 4.767秒 東経130度24分32.351秒

(2) 指示の適用魚種

あさり、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、にし、もがい、まてがい、あげ
 まき、うみたけ、からすがい、ばい、たいらぎ、うみほうずき、しゃみせんがい、
 くまさるぼう

2 指示の有効期間

平成18年 4 月 1 日から平成18年 4 月30日まで